

|                 |                                                                                       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 平成18年 2月 1日号<br>第643号                                                                 |
|                 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>発行所 名古屋市役所<br>電話 [052] 972-2246<br>編集兼 名古屋市総務局<br>発行人 行政システム部法制課長 |

| 目次                                             | ページ |
|------------------------------------------------|-----|
| 規則                                             |     |
| ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則<br>(住都・総務課) (第3号)    | 3   |
| ○ 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則<br>(住都・総務課) (第4号) | 25  |
| 告示                                             |     |
| ○ 国土調査法による地図及び簿冊の作成 (緑土・測量課) (第24号)            | 36  |
| ○ 名古屋市森林整備計画案について (緑土・農業技術課) (第25号)            | 37  |
| 監査公表                                           |     |
| ○ 平成18年監査公表 (第1号)                              | 38  |
| 雑報                                             |     |
| ○ 職員の懲戒処分 (上下水・総務課)                            | 42  |

## 規則のあらまし

### ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (第3号)

#### 1 改正内容

- (1) 公営住宅法施行令 (昭和26年政令第240号) の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(第6条関係)
- (2) 駐車場を設置することに伴い、駐車場の管理に関する事項を定めます。(第32条の2から第32条の5、別表第3及び別記第30号様式関係)
- (3) 公営住宅の管理を管理代行者に行わせることに伴い、管理代行者の業務等に関する事項その他必要な事項を定めます。(第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第17条、第19条、第21条、第22条の2、第33条、第34条の2、第34条の3、第36条、別記第1号様式(その1)、別記第1号様式(その2)、別記第2号様式、別記第4号様式から別記第8号

様式、別記第23号様式から別記第27号様式及び別記第28号様式の2関係)

- (4) 改良住宅等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手續等に関する事項その他必要な事項を定めます。(第7条、第33条、第34条の4から第34条の7、第36条及び別記第32号様式関係)
- (5) その他規定の整理を行います。(第30条、第34条、第35条、第37条、第38条、別記目次及び別記第31号様式関係)

## 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、第6条の改正規定は平成18年2月1日から、指定管理者の指定の手續に関する改正規定等は公布の日から施行します。

# ○ 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則(第4号)

## 1 改正内容

- (1) 駐車場を設置することに伴い、駐車場の管理に関する事項を定めます。  
(第1条、第17条の2から第17条の5、第21条、別表第2及び別記第15号様式関係)
- (2) 定住促進住宅の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手續等に関する事項その他必要な事項を定めます。(第9条、第18条、第19条の2から第19条の5、第21条及び別記第17号様式関係)
- (3) その他規定の整理を行います。(第2条、第19条、第20条、第22条、第23条、別表第1、別記目次及び別記第16号様式関係)

## 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、指定管理者の指定の手續に関する改正規定等は公布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1 月25日

名古屋市長 松 原 武 久

### 名古屋市規則第 3 号

#### 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「条例第48条の規定により公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設を管理することとなった者（以下「管理代行者」という。）」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、条例第 4 条第 2 項の規定による公募の手続について告示するものとする。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 項中「市長」を「管理代行者」に改める。

第 6 条第 3 項中「第 6 条第 4 項」の次に「第 1 号及び第 2 号」を加える。

第 7 条第 2 項中「又は名古屋市住宅供給公社（以下「供給公社」という。）

の職員（以下「供給公社の職員」という。）」を「、管理代行者の職員又は条例第48条の3の規定により改良住宅、コミュニティ住宅及び更新住宅（以下「改良住宅等」という。）並びに当該住宅に付随する共同施設を管理することとなった者（以下「指定管理者」という。）の従業員」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分及び第2項から第4項までの規定中「市長」を「管理代行者」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分及び第3項から第5項までの規定中「市長」を「管理代行者」に改める。

第17条、第19条及び第21条中「市長」を「管理代行者」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（管理代行者収入調査職員の証票）

第22条の2 管理代行者の職員が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第3項第8号に規定する事務を行うときは、管理代行者収入調査職員証（別記第28号様式の2）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第30条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、第3条第1項中「条例第48条の規定により公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設を管理することとなった者（以下「管理代行者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第1項及び第3項中「管理代行者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第30条第2項中「この場合において」の次に「、第8条並びに第9条第1項及び第3項から第5項までの規定中「管理代行者」とあるのは「市長」と」を、「「条例第43条により読み替えて準用される条例第32条」と」の次に「、第17条中「管理代行者」とあるのは「市長」と」を、「「条例第43条により読み替えて準用される条例第22条第1項」と」の次に「、第21条第2項中「管理代行者」とあるのは「市長」と」を加える。

第32条の次に次の4条を加える。

（駐車場が付随する市営住宅）

第32条の2 駐車場が付随する市営住宅は、別表第3のとおりとする。

（使用者の資格）

第32条の3 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 駐車しようとする駐車場が付随する市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 駐車しようとする自動車の所有者であること。
- (3) 駐車しようとする自動車が自家用自動車であること。
- (4) 条例第34条第1項第1号から第5号まで及び第7号のいずれにも該当しないこと。

2 使用できる駐車場は、1世帯1台分とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用者の決定手続)

第32条の4 管理代行者（改良住宅等に付随する駐車場にあっては、市長。以下この条及び次条において同じ。）は、駐車場の使用を希望する者を、公募しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第1項に規定する駐車場の使用者（以下「使用者」という。）の資格のある者で、駐車場の使用をしようとするものは、駐車場使用申込書（別記第30号様式）に自動車検査証の写しを添付して、管理代行者に提出しなければならない。

3 前項の規定により駐車場の使用の申込みをした者の数が、使用されるべき駐車場の駐車台数を超える場合においては、管理代行者は、抽せんにより使用者を決定する。この場合の抽せんは、公開とする。

(条例第45条の6第1項第4号に基づく駐車場の明渡しの請求)

第32条の5 条例第45条の6第1項第4号の規定により管理代行者が駐車場の明渡しを請求することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 第32条の3第1項に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (2) 条例第25条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求を受けたとき。

(3) 前2号のほか市長が特別の事由があると認めたとき。

第33条中「供給公社職員」を「管理代行者の職員及び指定管理者の従業員」に改める。

第34条中「別記第30号様式」を「別記第31号様式」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(管理代行者が行う業務)

第34条の2 条例第48条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設の維持管理、修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）及び改良に関する業務
- (2) 公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設の敷地の維持管理及び改良その他居住環境の維持に関する業務
- (3) 公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設を適切に管理するために必要な入居者に対する指導等に関する業務
- (4) 公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設の管理に必要な調査、資料の作成、文書の収受及び発送等に関する業務
- (5) 使用者の公募及び決定等に関する業務
- (6) 入居に関する業務
- (7) 退去に関する業務

(管理代行者との協定の締結)

第34条の3 市長は、管理代行者と、公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) 公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、管理代行者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第34条の4 条例第48条の4第2項の規定による改良住宅等及び当該住宅に付随する共同施設の指定管理者の指定の申請は、名古屋市営住宅指定管理者指定申請書（別記第32号様式）によって行わなければならない。

2 条例第48条の4第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 改良住宅等及び当該住宅に付随する共同施設の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定等の告示)

第34条の5 条例第48条の4第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第48条の4第3項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(指定管理者との協定の締結)

第34条の6 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、改良住宅等及び当該住宅に付随する共同施設の

管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) 改良住宅等及び当該住宅に付随する共同施設の管理費用として、本市が  
支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第34条の7 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 改良住宅等及び当該住宅に付随する共同施設の管理経費等の収支状況

(3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第36条中「供給公社」を「管理代行者及び指定管理者」に改める。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第37条の次に次の1条を加える。

(委任)

第38条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第 3

1 駐車場が付随する公営住宅

| 名 称                 |
|---------------------|
| 榎 木 荘               |
| 霞 ケ 丘 荘             |
| 金 児 荘               |
| 萱 場 荘               |
| 神 田 荘               |
| 北 希 望 荘             |
| 北 十 字 荘             |
| 希 望 ケ 丘 シ ル バ ー 住 宅 |
| 楠 荘                 |
| 汁 谷 荘               |
| 新 楠 荘               |
| 田 代 荘               |
| 徳 川 山 荘             |
| 中 希 望 荘             |
| 西 田 代 荘             |
| 西 星 ケ 丘 荘           |
| 西 み か げ 荘           |
| は ざ ま 荘             |
| 東 希 望 荘             |
| 東 み か げ 荘           |
| 星 ケ 丘 荘             |
| 南 ケ 丘 荘             |
| 南 希 望 荘             |
| 宮 ノ 腰 荘             |
| 砂 田 橋 荘             |
| 筒 井 荘               |
| 前 浪 荘               |

|            |
|------------|
| 山口荘        |
| 山吹荘        |
| 上飯田荘       |
| 上飯田南荘      |
| 喜惣治荘       |
| 北あじま荘      |
| 成願寺荘       |
| 城北荘        |
| 新山田北荘      |
| 中あじま荘      |
| 中切荘        |
| 西あじま荘      |
| 如意荘        |
| 東あじま荘      |
| 東志賀荘       |
| 福德荘        |
| 南あじま荘      |
| 山田北荘       |
| 貝田荘        |
| 上名古屋荘      |
| 菊元荘        |
| 笹塚荘        |
| 城見荘        |
| 新上名古屋荘     |
| 大道荘        |
| 中小田井シルバー住宅 |
| 比良荘        |
| 平田荘        |
| 枇杷島荘       |
| 荒輪井荘       |

|            |
|------------|
| 押木田 荘      |
| 北稲葉地 荘     |
| シティファミリー向島 |
| 第二北稲葉地 荘   |
| 中村 荘       |
| 横井 荘       |
| 大須 荘       |
| 千早 荘       |
| 前津 荘       |
| 正木 荘       |
| 永金 荘       |
| 北山 荘       |
| 白金 荘       |
| 高辻 荘       |
| 松風 荘       |
| 雪見 荘       |
| 石田 荘       |
| 開道 荘       |
| 北新開 荘      |
| 下山 荘       |
| 新田辺 荘      |
| 新緑ヶ岡 荘     |
| 膳棚 荘       |
| 田光 荘       |
| 田辺 荘       |
| 浜新開 荘      |
| 春山 荘       |
| 南新開 荘      |
| 一番 荘       |
| くさなぎ 荘     |

|          |
|----------|
| 神戸荘      |
| 三本松荘     |
| 新尾頭荘     |
| 伝馬荘      |
| 二番荘      |
| 船方荘      |
| 南熱田荘     |
| 宮西荘      |
| 荒越荘      |
| 石場荘      |
| 一柳荘      |
| 一色荘      |
| 打出荘      |
| 江松荘      |
| 上流荘      |
| 清船荘      |
| 小城シルバー住宅 |
| こもろ荘     |
| 新高畑荘     |
| 新東起荘     |
| 助光荘      |
| 千音寺荘     |
| 外新荘      |
| たかはた荘    |
| 玉船荘      |
| 戸田荘      |
| 富田荘      |
| 中島荘      |
| 中伏屋荘     |
| 南郊荘      |

|            |
|------------|
| 西尼ヶ塚荘      |
| 畑田荘        |
| 春田荘        |
| 松下荘        |
| 松下北荘       |
| 松下南荘       |
| 丸米荘        |
| 万場荘        |
| 万場北荘       |
| 万場南荘       |
| 宮田荘        |
| 稲永荘        |
| 梅ノ木荘       |
| 港南荘        |
| 港北荘        |
| 港陽荘        |
| 港楽荘        |
| シティファミリー稲永 |
| シティファミリー鴨浦 |
| 正保荘        |
| 新稲永荘       |
| 新いろは荘      |
| 神宮寺シルバー住宅  |
| 新港栄荘       |
| 新港北荘       |
| 新港陽荘       |
| 新泰明荘       |
| 新土古荘       |
| 須成荘        |
| 泰明荘        |

|            |
|------------|
| 泰明南荘       |
| 辰巳荘        |
| 当知西荘       |
| 中稲永荘       |
| 西稲永荘       |
| 西茶屋荘       |
| 東稲永荘       |
| 東築地荘       |
| 宝神荘        |
| 丸池荘        |
| みなと荘       |
| みなと西シルバー住宅 |
| 南稲永荘       |
| 南木場荘       |
| 竜宮荘        |
| 神松荘        |
| 柴田荘        |
| 新豊田荘       |
| 大生荘        |
| 第二大生荘      |
| 第三大生荘      |
| 滝春荘        |
| 立脇荘        |
| 丹後荘        |
| 堤起荘        |
| 鶴田荘        |
| 西元塩荘       |
| 白水シルバー住宅   |
| 白水荘        |
| 氷室荘        |

|       |
|-------|
| 宝生荘   |
| 名南荘   |
| 元塩荘   |
| 弥次エ荘  |
| 瀬古荘   |
| 瀬古東荘  |
| 第一香流荘 |
| 本地荘   |
| 松坂荘   |
| 緑ヶ丘荘  |
| 浦里荘   |
| 大高荘   |
| 桶狭間荘  |
| 鳴海荘   |
| 緑黒石荘  |
| 南浦里荘  |
| 森の里荘  |
| 猪子石荘  |
| 梅森荘   |
| 天神下荘  |
| 引山荘   |
| やしろ荘  |
| おおね荘  |
| 御前場荘  |
| 高坂荘   |
| 高宮荘   |
| 土原荘   |
| 一つ山荘  |

## 2 駐車場が付随する改良住宅

|     |
|-----|
| 名 称 |
|-----|

|      |
|------|
| 千種荘  |
| 西田代荘 |
| 新出来荘 |
| 山吹荘  |
| 城北荘  |
| 菊元荘  |
| 大道荘  |
| 南押切荘 |
| 新栄荘  |
| 鶴舞荘  |
| 前津荘  |
| 小針荘  |
| 大喜荘  |
| 神戸荘  |
| 新尾頭荘 |
| 惟信南荘 |
| 七番荘  |
| 氷室荘  |

### 3 駐車場が付随するコミュニティ住宅

|           |
|-----------|
| 名 称       |
| 新出来シティ住宅  |
| 筒井第一シティ住宅 |
| 筒井第二シティ住宅 |
| 上飯田北シティ住宅 |
| 上飯田東シティ住宅 |
| 天神橋シティ住宅  |
| 宮前北シティ住宅  |
| 宮前シティ住宅   |
| 山田西シティ住宅  |

### 4 駐車場が付随する更新住宅

|       |
|-------|
| 名 称   |
| 新汁谷 荘 |
| 東稻永 荘 |
| みなと 荘 |
| 弥次エ 荘 |

別記目次中「第28号様式 収入調査職員証」を「第28号様式 収入調査職員  
第28号様式の2 管理代行  
証  
に、「第30号様式 身分証票」を「第30号様式 駐車場使  
者収入調査職員証」第31号様式 身分証票  
第32号様式 名古屋市  
用申込書

に改める。

営住宅指定管理者指定申請書」

別記第1号様式（その1）及び第1号様式（その2）中「名古屋市長」を削り、「公団」を「都市機構」に改める。

別記第2号様式中「第 号」及び「名古屋市長 図」を削る。

別記第4号様式中「名古屋市長 図」を削る。

別記第5号様式中「名古屋市長」を削る。

別記第6号様式中「名古屋市長 図」を削る。

別記第7号様式中「名古屋市長」を削る。

別記第8号様式中「名古屋市長 図」を削る。

別記第23号様式中「名古屋市長」を削る。

別記第24号様式中「名古屋市長 図」を削る。

別記第25号様式中「名古屋市長」を削り、「1 事由」を「事由」に改め、  
「2 延長後の明渡期限

年 月 日」を削る。

別記第26号様式中「名古屋市長 図」を削る。

別記第27号様式中「名古屋市長」を削る。

別記第28号様式の次に次の1様式を加える。

第28号様式の 2

(表)

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 公営住宅法第47条第3項第8号の規定に基づく  |   |
| 管 理 代 行 者 収 入 調 査 職 員 証 |   |
| 所属及び職名                  |   |
| 氏                       | 名 |
| 年 月 日生                  |   |
| 年 月 日交付                 |   |
| 管理代行者                   | 印 |

(裏)

|          |                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公営住宅法抜すい |                                                                                                          |
| (管理の特例)  |                                                                                                          |
| 第47条 (略) |                                                                                                          |
| 2        | (略)                                                                                                      |
| 3        | 第1項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。      |
| (1)      | } (略)                                                                                                    |
| (7)      |                                                                                                          |
| (8)      |                                                                                                          |
| (8)      | 第34条の規定により第29条第1項の規定による明渡しの請求又は第30条第1項の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。 |
| 4        | } (略)                                                                                                    |
| 5        |                                                                                                          |
| 6        |                                                                                                          |
| 1        | この証は、公営住宅法第47条第3項第8号の規定による職務執行の際には、必ず携帯しなければならない。                                                        |
| 2        | この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。                                                                                 |
| 3        | この証の有効期間は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。                                                                       |

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記第30号様式を別記第31号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

## 第32号様式

名古屋市営住宅指定管理者指定申請書

年      月      日

（あて先）名古屋市長

申請者    所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

|                      |                              |                                                                                                                                                       |                                             |    |  |
|----------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----|--|
| 申<br>請<br>者          | フリガナ<br>名                  称 |                                                                                                                                                       |                                             |    |  |
|                      | 所    在    地                  | 電話番号（                  ）                  －                                                                                                           |                                             |    |  |
|                      | 代    表    者                  | フリガナ<br>氏                  名                                                                                                                          |                                             | 職名 |  |
|                      |                              | 住                  所                                                                                                                                  | 電話番号（                  ）                  － |    |  |
|                      | 種                  別         | <input type="checkbox"/> 法人（種類                  ） <input type="checkbox"/> 法人以外の団体                                                                    |                                             |    |  |
|                      | 併せて提出する書類                    | 1    事業計画書<br>2    定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）<br>3    指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの<br>4    その他（                  ） |                                             |    |  |
| 備                  考 |                              |                                                                                                                                                       |                                             |    |  |

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第29号様式の次に次の1様式を加える。

第30号様式

駐 車 場 使 用 申 込 書

年 月 日

(あて先)

次のとおり駐車場の使用の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。

|                                                     |                              |
|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| (申込者) 市営住宅名                                         |                              |
| 氏 名                                                 |                              |
| 電話番号 ( ) —                                          |                              |
| 入 居 者 氏 名                                           |                              |
| 入 居 者 と の 続 柄                                       |                              |
| 駐<br>車<br>し<br>よ<br>う<br>と<br>す<br>る<br>自<br>動<br>車 | 車 名 及 び 車 種                  |
|                                                     | 自 動 車 登 録 番 号<br>又 は 車 両 番 号 |
|                                                     | 所 有 者 氏 名                    |
|                                                     | 使 用 者 氏 名                    |
| ※                                                   |                              |

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は平成18年2月1日から、第32条の次に4条を加える改正規定（第32条の3及び第32条の4を加える部分に限る。）、第34条の次に6条を加える改正規定（第34条の2及び第34条の7を加える部分を除く。）、別記目次の改正規定（第30号様式 駐車場使用申込書及び第32号様式 名古屋市営住宅指定管理者指定申請書を加える部分に限る。）、別記第30号様式を別記第31号様式とし、同様式の次に1様式を加える改正規定及び別記第29号様式の次に1様式を加える改正規定は公布の日から施行する。

名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1 月25日

名古屋市長 松 原 武 久

#### 名古屋市規則第 4 号

#### 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「家賃」を「家賃、使用料等」に改める。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 9 条第 2 項中「名古屋市住宅供給公社（以下「供給公社」という。）の職員（以下「供給公社の職員」という。）」を「条例第27条の規定により定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設を管理することとなった者（以下「指定管理者」という。）の従業員」に改める。

第17条の次に次の 4 条を加える。

（駐車場が付随する定住促進住宅）

第17条の 2 駐車場が付随する定住促進住宅は、別表第 2 のとおりとする。

（使用者の資格）

第17条の3 駐車をすることができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 駐車しようとする駐車が付随する定住促進住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 駐車しようとする自動車の所有者であること。
- (3) 駐車しようとする自動車が自家用自動車であること。
- (4) 条例第20条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

2 使用できる駐車場は、1世帯1台分とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用者の決定手続)

第17条の4 市長は、駐車場の使用を希望する者を、公募しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第1項に規定する駐車場の使用者（以下「使用者」という。）の資格のある者で、駐車場の使用をしようとするものは、駐車場使用申込書（別記第15号様式）に自動車検査証の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により駐車場の使用の申込みをした者の数が、使用されるべき駐車場の駐車台数を超える場合においては、市長は、抽せんにより使用者を決定する。この場合の抽せんは、公開とする。

(条例第25条第1項第4号に基づく駐車場の明渡しの請求)

第17条の5 条例第25条第1項第4号の規定により市長が駐車場の明渡しを請求することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 第17条の3第1項に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (2) 条例第20条第1項の規定による明渡しの請求を受けたとき。
- (3) 前2号のほか市長が特別の事由があると認めたとき。

第18条中「第21条第1項」を「第26条第1項」に、「供給公社職員」を「指定管理者の従業員」に改める。

第19条中「第21条第3項」を「第26条第3項」に、「別記第15号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第19条の2 条例第28条第2項の規定による定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設の指定管理者の指定の申請は、名古屋市定住促進住宅指定管理者指定申請書（別記第17号様式）によって行わなければならない。

2 条例第28条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定等の告示)

第19条の3 条例第28条第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第28条第3項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条の4 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設

の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) 定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設の管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第19条の5 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設の管理経費等の収支状況

(3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条中「家賃」を「家賃、使用料等」に、「供給公社」を「指定管理者」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第22条の次に次の1条を加える。

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第 2

|              |
|--------------|
| 名 称          |
| シティファミリー霞ヶ丘  |
| 喜惣治荘         |
| シティファミリー上飯田  |
| 稲生荘          |
| 貝田荘          |
| シティファミリー中小田井 |
| シティファミリー名塚   |
| 比良荘          |
| シティファミリー向島   |
| シティファミリー栄    |
| シティファミリー丸の内  |
| 正木荘          |
| シティファミリー杵中   |
| シティファミリー御器所  |
| 打出荘          |
| 清船荘          |
| シティファミリー江松   |
| シティファミリー上流   |
| シティファミリー吉良   |
| シティファミリー宮田   |
| たかはた荘        |
| 春田荘          |
| 丸米荘          |
| 港北南荘         |
| シティファミリー稲永   |
| シティファミリー鴨浦   |
| シティファミリー東稲永  |
| 鶴田荘          |

|               |
|---------------|
| シティファミリー小幡北山  |
| シティファミリー小幡宮ノ腰 |
| シティファミリー小坂    |
| シティファミリー鳴海小森  |
| シティファミリー上社    |
| 天神下荘          |
| 西入荘           |
| 一つ山荘          |

「第15号様式 駐車場使用申込書  
別記目次中「第15号様式 身分証票」を 第16号様式 身分証票  
第17号様式 名古屋市定住促進住

に改める。

宅指定管理者指定申請書」

別記第15号様式を別記第16号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

## 第17号様式

|                            |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|----|--|
| 名古屋市定住促進住宅指定管理者指定申請書       |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| 年 月 日                      |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| (あて先) 名古屋市長                |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| 申請者 所在地                    |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| 名称                         |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| 代表者氏名                      |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| ⑩                          |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。 |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |
| 申請者                        | フリガナ<br>名 称                                                                                                                |                                                                    |            |    |  |
|                            | 所 在 地                                                                                                                      | 電話番号 ( ) -                                                         |            |    |  |
|                            | 代 表 者                                                                                                                      | フリガナ<br>氏 名                                                        |            | 職名 |  |
|                            |                                                                                                                            | 住 所                                                                | 電話番号 ( ) - |    |  |
|                            | 種 別                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 法人 (種類 ) <input type="checkbox"/> 法人以外の団体 |            |    |  |
| 併せて提出する書類                  | 1 事業計画書<br>2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)<br>3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの<br>4 その他 ( ) |                                                                    |            |    |  |
| 備 考                        |                                                                                                                            |                                                                    |            |    |  |

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第14号様式の次に次の 1 様式を加える。

第15号様式

駐 車 場 使 用 申 込 書

年 月 日

(あて先)

下記のとおり駐車場の使用の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。

|                                                     |                              |
|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| (申込者) <u>定住促進住宅名</u>                                |                              |
| <u>氏 名</u>                                          |                              |
| <u>電話番号 (        )        ー</u>                     |                              |
| 入 居 者 氏 名                                           |                              |
| 入 居 者 と の 続 柄                                       |                              |
| 駐<br>車<br>し<br>よ<br>う<br>と<br>す<br>る<br>自<br>動<br>車 | 車 名 及 び 車 種                  |
|                                                     | 自 動 車 登 録 番 号<br>又 は 車 両 番 号 |
|                                                     | 所 有 者 氏 名                    |
|                                                     | 使 用 者 氏 名                    |
| ※                                                   |                              |

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第17条の次に4条を加える改正規定（第17条の3及び第17条の4を加える部分に限る。）、第19条の次に4条を加える改正規定（第19条の5を加える部分を除く。）、別記目次の改正規定（第15号様式 駐車場使用申込書及び第17号様式 名古屋市定住促進住宅指定管理者指定申請書を加える部分に限る。）、別記第15号様式を別記第16号様式とし、同様式の次に1様式を加える改正規定及び別記第14号様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 名古屋市告示第24号

### 国土調査法による地図及び簿冊の作成

名古屋市守山区瀬古地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第 180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成しましたので、同法17条第 1項の規定により地図及び簿冊の閲覧について次のように公示します。

平成18年 1月23日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図、地籍簿
- 2 地図は、平成17年 2月測量、簿冊は平成16年 3月25日現在の状況によって調査して作成したものです。
- 3 閲覧期間  
平成18年 1月23日から平成18年 2月12日までの21日間
- 4 閲覧場所  
名古屋市立瀬古小学校特別活動室
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は名古屋市長を経由して、訂正の申し出をすることができます。
- 6 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。
- 8 閲覧は、期間中毎日 9時から17時までの間とします。

名古屋市緑政土木局用地部測量課

## 名古屋市告示第25号

### 名古屋市森林整備計画案について

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 5第 1項の規定により、名古屋市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の 5第 5項において準用する同法第 6条第 1項の規定により次のとおり告示し、名古屋市森林整備計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、名古屋市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに名古屋市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成18年 1月23日

名古屋市長 松 原 武 久

#### 1 縦覧の期間

平成18年 1月23日から平成18年 3月 3日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

#### 2 縦覧の時間

午前 8時45分から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

#### 3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農業技術課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農業技術課

平成 18 年監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 18 年 1 月 25 日

|          |         |
|----------|---------|
| 名古屋市監査委員 | 齊 藤 実   |
| 同        | 吉 田 隆 一 |
| 同        | 加 藤 雄 也 |
| 同        | 本 田 俊一郎 |

## 平成 17 年監査報告第 3 号関係分（平成 17 年 11 月 30 日現在の措置状況）

### 環境局

- 1 プラネタリウムと星空観察会における監視業務について検討すべきもの  
（指摘事項）

環境学習センターでは、「プラネタリウムと星空観察会」を開催しており、親子約 20 組の参加者に対して、星空観察の補助及び安全確保のために 16 名の監視員を配置していた。参加者に比して監視員の人数が過大であると考えられるので、適正な人数とするよう検討されたい。

（措置状況）

平成 17 年 8 月 7 日に実施した「プラネタリウムと星空観察」において、監視員を 10 名とし、人数の適正化を図った（平成 17 年 8 月 7 日施行）。

- 2 委嘱保健師に係る事務について検討すべきもの  
（指摘事項）

保健所では、公害健康被害認定患者に対する家庭療養指導の一部を、保健師の資格を有する者に委嘱しており、療養指導の際には認定患者台帳を委嘱保健師へ貸出している。

台帳の貸出しは保健所ごとに作成した貸出簿等により管理しているが、貸出月日等が不明なもの及び貸出された台帳が数か月間返却されていないものが見受けられた。個人情報保護の観点から、台帳の所在を把握するため貸出状況を一覧表等で管理するとともに、貸出期間の短縮を検討されたい。

（措置状況）

患者台帳貸出簿の取扱いについては、各区の個人情報取扱要領に基づき、所属課長等の指示のもとに適正に管理されるべきものであるため、様式の貸出月日等の記載項目を例示し、各区保健所の実情に合った様式で適正に管理することとした。

貸出期間の短縮については、個人情報の適正な管理が必要であるため、事業の効率性を考慮し、1 か月以上の貸出しとならぬよう各区保健所に対して指導した。さらに、患者台帳の管理について随時相談助言していくこととした。

- 3 ぜん息なんでも相談について検討すべきもの  
（指摘事項）

環境局では、気管支ぜん息等に関する相談・指導を行う健康相談事業の一環として、15 歳以上の市民を対象とした「ぜん息なんでも相談」を南保健所で実施している。しかし、医師等を雇用して行う開催日の相談者数が平均 2.3 名と低迷している。事業の PR に努めるなど効果的な実施方法を検討されたい。

（措置状況）

広報なごやによる事業案内を年 2 回から年 4 回に増強及び老人クラブへの回覧、成人ぜん息教室等の関連事業と併せた PR 等により事業 P R を強化し、相談者の確保に努

めることとした。

#### 4 環境学習センターの利用促進について検討すべきもの (指摘事項)

環境学習センターでは、展示施設や各種講座による環境学習事業を実施しており、平成 15 年度には老朽化したバーチャルシアターの更新に合わせて館内展示施設の全面改修を行うなど、来館者の増加に取り組んでいるが、下表の通り来館者は減少している。各種団体への呼びかけに加え、一般来館者を増やすための講座の開催やNPO・企業等の交流の場の提供など、環境学習センターの利用促進策を検討されたい。

(措置状況)

土・日曜日・夏休みを中心に、子どもや親子連れ等を対象とした事業の実施、「なごや環境大学」の講座の開催場所としての利用、夏休み期間中に開催された「なごやエコツアー」との連携および愛知県産業観光スタンプラリーの対象施設としての参加などにより、9 月末までの来館者は昨年度より約 1,000 人増となっている。

環境学習センターの来館者比較（どちらの年度も 9 月末までの実績）

| 年 度   | 1 6    | 1 7    |
|-------|--------|--------|
| 大 人   | 5,840  | 8,553  |
| 中学生以下 | 10,913 | 9,195  |
| 合 計   | 16,753 | 17,748 |

### 市立大学

#### 1 外注検査委託契約について検討すべきもの (指摘事項)

市立大学病院（以下「病院」という。）では血液検査、尿検査などの臨床検査業務の一部を委託しているが、そのうち 2 項目について平成 16 年 1 月から、33 項目について平成 17 年 4 月から検査結果が誤って報告されていることが判明した。

病院にとって、検査結果が誤って報告され、誤った検査結果を診断材料として利用していたことは極めて憂慮すべき事態であり、受託者における適切な債務が履行されたとは言い難いと考えられる。

受託者への指導を徹底するとともに、履行内容の確認の徹底、瑕疵担保責任期間の拡大を始めとする契約内容等について総合的な見直しを検討されたい。

(措置状況)

検査結果の確認について、平成 17 年 5 月に委託先業者と病院の双方でデータの抜き取りチェックを行うとともに、委託先業者における品質管理を徹底させるため、より詳細な業務手順書を提出させることとし、委託先業者への指導を徹底した。

また、新たに検査項目を追加する場合には、検査直後のデータと病院へ提供される加工後のデータとを比較することとした。

以上のことを契約内容に、追加するとともに、瑕疵担保責任期間を 1 年に延長する

こととした。(平成 18 年 4 月 1 日実施予定)

## 消防局

### 1 コピー機に係る支払事務について改善すべきもの

(指摘事項)

コピー機に係る支払事務について調査した結果、毎月の使用枚数を把握しておらず、請求書に基づくままに毎月定額を支払っている事例が見受けられた。

毎月の使用枚数を把握するとともに、把握した枚数に基づいて支払を行うよう改善されたい。

(措置状況)

毎月の使用枚数の把握をコピー機のカウンターにより行い、使用枚数に基づいた支払いを行うようにしました。(平成 17 年 4 月分の支払いより実施)

### 2 カード乗車券(ユリカ)の管理事務について検討すべきもの

(指摘事項)

健康診断へ行くときに使用するユリカの管理について調査した結果、ほとんど使用していない事例が見受けられたので、保管転換などを検討し、有効活用を図られたい。

(措置状況)

余剰分のユリカを総務部職員課へ保管転換しました。(平成 17 年 8 月 1 日実施)

### 3 消防団員退職報償金に係る事務について検討すべきもの

(指摘事項)

転出した消防団員については、転出後における消防団長の活動実績証明を添えることにより、退職報償金の支給対象期間に加算している。

この事務について調査した結果、団長が証明した期間に出場記録簿上では実績がない事例が見受けられた。

転出した消防団員について、退職報償金の支給対象期間に加算する基準を明確に設け、より一層適正に支給されるよう検討されたい。

また、団員として身分を保有しているが一定期間活動実績がない場合について、報償金の支給対象期間とするかどうかについても基準がないのであわせて検討されたい。

(措置状況)

退職報償金支給対象期間の除算基準を設けて、平成 17 年 11 月 16 日付けで「消防団退職報償金の支給に係る事務の適正な執行について」により各消防署長あて通知しました。

## 職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成 18 年 1 月 26 日懲戒処分に付した。

平成 18 年 1 月 26 日

名古屋市上下水道局長 山田 雅雄

| 所属及び補職    | 処分の内容   | 処分理由                          |
|-----------|---------|-------------------------------|
| 上下水道局営業主事 | 停職 65 日 | 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号 |